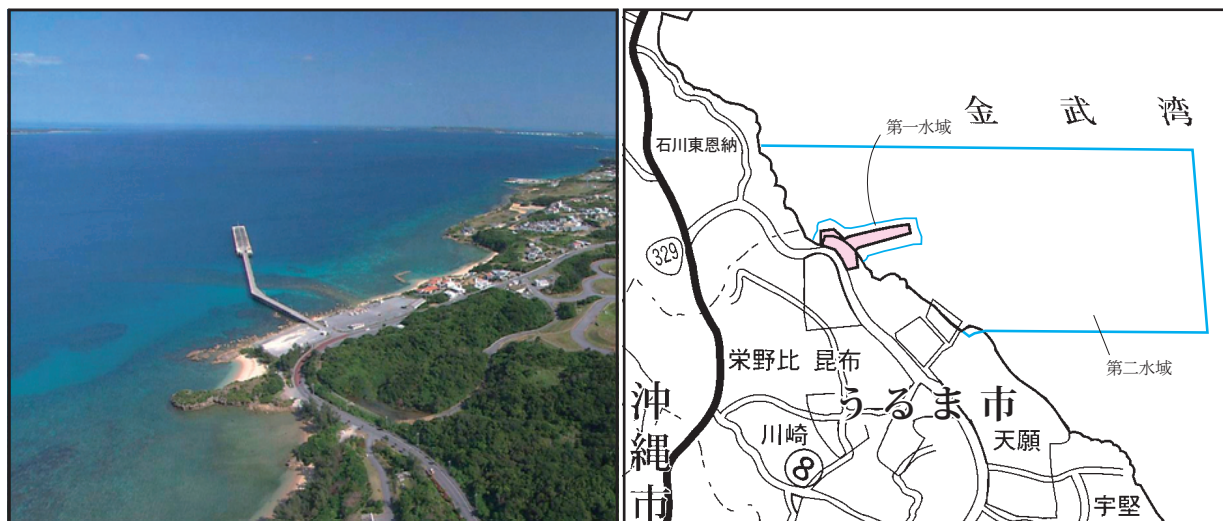


### 3 海軍

#### (1) FAC6028 天願棧橋 (Tengan Pier)



#### ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市 (字昆布<sup>こんぶ</sup>)  
 (イ) 面積：31千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	15	—	—	16	31

- (ウ) 地主数：9人  
 (エ) 年間賃借料：1千3百万円  
 (オ) 主要建物及び工作物  
     ○建物：管理ビル、倉庫、哨舎  
     ○工作物：棧橋、保安柵、給排水施設、屋外集積場、投光照明、電力線ほか  
 (カ) 基地従業員：—

#### イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名  
     ○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部  
     ○使用部隊名：米国陸軍第505燃料補給大隊、海軍、海兵隊、空軍  
 (イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)  
     ○使用主目的：港湾施設  
     ○使用条件：  
         a 使用時間  
             第1水域及び第2水域は常時使用する。  
         b 用途  
             (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。  
             (b) 第2水域は、船舶の停泊及び保安のために使用される。  
         c 通告の方法  
             第1及び第2水域で弾薬の積込み又は積卸しを行う場合は、原則としてその48時間前に遅くとも24時間前までには現地防衛施設局に通告し、赤旗を掲げる。  
         d 制限の内容  
             (a) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。  
             (b) 第2水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から100メートル以内に接近してはならない。第2水域において網漁業は禁止される。  
 (ウ) 施設の現状及び任務  
     本施設は、その西側を県道「沖縄石川線」と接しており、また、東側及び北側は海岸に面して東側

から海側へ栈橋が延びた形となっている。

現在、海軍の管理下におかれているが、使用しているのは主として陸軍の補給部隊であり、海軍、空軍及び海兵隊も使用する。

海上に長細く突出した栈橋には船舶が同時に栈橋兩岸に接岸できるといわれ、陸上部分には荷物野積場及び管理事務所がある。

また、栈橋の沖合には「陸軍貯油施設に燃料を輸送するための送油ポイント」があり、タンカーによる油類の搬入港として使用されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千m <sup>2</sup>	昭47.5.15

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年	軍事占領と同時に、海兵隊基地として使用開始。
昭和25年7月1日	栈橋部分を建設。
昭和38年	栈橋を拡張。
昭和46年1月	毒ガスの積出し港湾として使用される(第1回目)。
昭和46年8月31日	施設拡張のため米軍が接收した後、背後地(約69,000m <sup>2</sup> )が関係地主等の強い反対に合い返還。
昭和47年	毒ガスの積出し港湾として使用される(第2回目)。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
年月日不詳	施設管理権が海兵隊から海軍へ移管。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

天願栈橋の所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は7.2パーセントである。詳しくはホワイト・ビーチ地区の項を参照。

天願栈橋の周辺地域一帯は、主に農業的土地利用が行われている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

天願栈橋に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

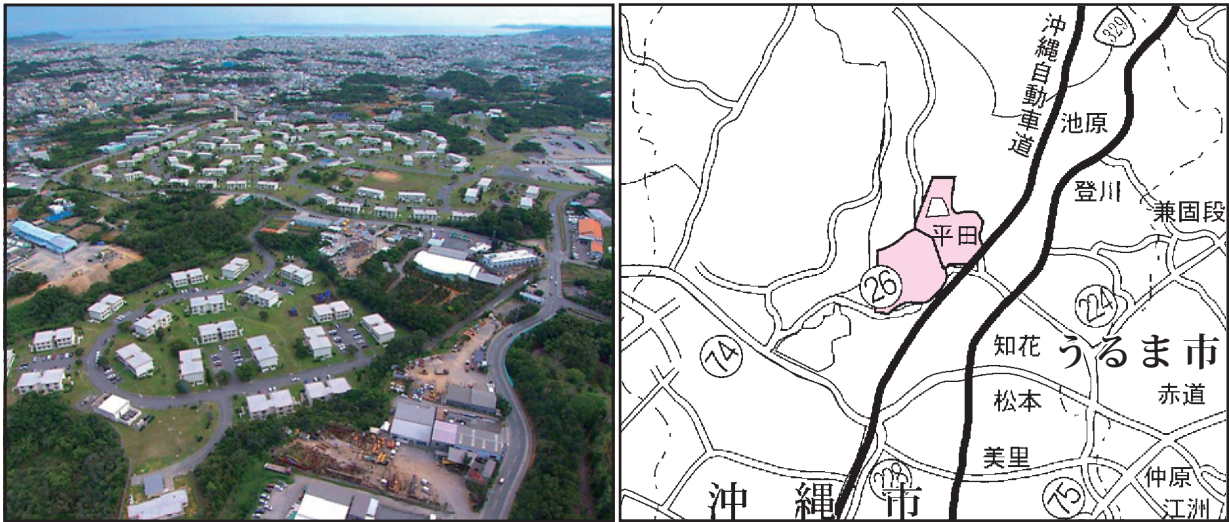
(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

具志川市(当時：現うるま市)においては、平成4年8月に、天願栈橋転用計画「回廊夢栈橋」を策定した。当計画では、リゾート機能や海洋技術・資源等研究機能、海洋レジャーなどを有する案と、各地の主要地点を結ぶ細かな交通ネットワーク機能や海洋スポーツ、海洋医療等研究センターなどを有する案を提案している。いずれの案も、新しい具志川市(当時：現うるま市)の顔としてのウォーターフロントシティの創造を目指している。

(2) FAC6032 キャンプ・シールドズ (Camp Shields)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字知花、字登川）

(イ) 面積：701千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	26	0	1	674	701

(ウ) 地主数：306人

(エ) 年間賃借料：6億7千5百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：事務所等、劇場、食堂、歯科診療所、電話交換所、将校クラブ、家族住宅・隊舎等、機械工場、倉庫、警衛所ほか

○工作物：保安柵、水道、下水道、駐車場、テニスコート、貯水タンク、電力設備、外灯、レクリエーション施設ほか

(カ) 基地従業員：88人（MLC 26人、IHA 62人）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部、第18航空団第18任務支援群

○使用部隊名：海軍機動建設大隊（MCB）、福利厚生事務所

(イ) 主な使用装備：-

(ウ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）

○使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

○使用条件：爆発物処理場の1回の爆発許容料は最大限1ポンド（454グラム）とする。

○その他：

a 電力線のある区域を横断しての出入りについては、地主及び地主の招きにより当該敷地内に入るものがあるその他の者に対して認められる。

b 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(エ) 施設の現状及び任務

本施設は、沖縄市の北西部に位置し、西側は嘉手納弾薬庫地区と隣接している。海軍管理区域に“Seabee”といわれる海軍建設連隊れい下の海軍機動建設大隊が駐屯し、主として同部隊の事務所、宿舎、機材の保管、訓練施設として使用されている。また、空軍管理区域は住宅地区として使用されている。

(オ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47. 5. 15
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47. 5. 15
計 2人	2件	0千㎡	

b 地位協定第2条第4項（b）：なし

#### (カ) 沿革

昭和25年7月1日	米陸軍の接収による使用開始
昭和46年8月31日	沖縄返還協定了解覚書C表により約603,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和49年9月30日	県道26号東側の土地約78,000㎡を返還。
昭和52年1月27日	隊舎施設として建物約180㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
昭和52年5月14日	暫定法適用の土地約2,700㎡を返還。
昭和53年3月31日	食堂として建物約180㎡を追加提供。
昭和55年12月15日	暫定法適用の土地約11,000㎡を返還。
昭和56年12月3日	下水道として工作物（下水道）を追加提供。
昭和58年9月8日	道路用地として土地約1,080㎡を追加提供。
昭和58年10月31日	農地等の土地約970㎡を返還。
昭和60年9月10日	住宅等として建物約12,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年2月7日	住宅等として建物約39,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年4月3日	体育館等として建物約1,370㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和62年3月31日	沖縄自動車道用地約17,000㎡を返還。
平成元年8月18日	運動施設として工作物（雑工作物）を追加提供。
平成3年9月12日	倉庫等として建物約4,500㎡と工作物（貯槽等）を追加提供。
平成6年3月10日	倉庫等として建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成6年6月30日	教育施設として建物約960㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成7年7月5日	工場等として建物約4,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年5月18日	消火ポンプ室等として建物約40㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年11月4日	隊舎等として、建物約9,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。

#### ウ 周辺状況等

##### (ア) 地域との関わり

キャンプ・シールズの所在する沖縄市には、ほかに嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区等の米軍施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、34.5パーセントである。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

キャンプ・シールズは北西部が東南植物楽園と隣接し、東側には沖縄自動車道及び国道329号を挟んで旧「キャンプ・ヘーグ」があるほか、病院や集落がある。北側一帯の地域は、主に農地として利用されている。

##### (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

キャンプ・シールズに起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

#### エ 返還計画・跡利用計画

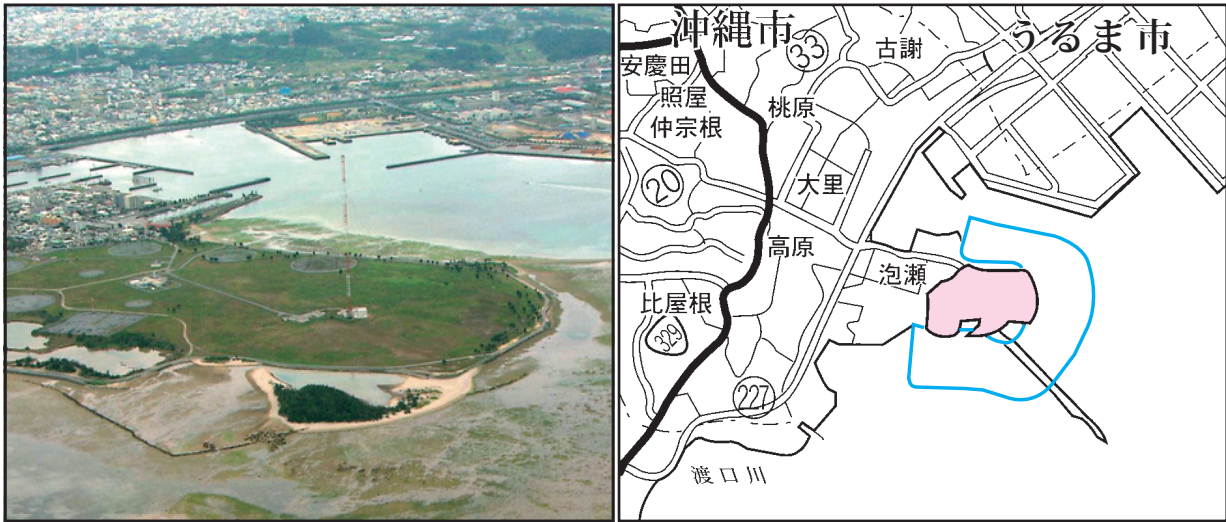
##### (ア) 返還計画

なし。

##### (イ) 跡利用計画

策定されていない。

(3) FAC6046 泡瀬通信施設 (Awase Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字<sup>あわせ</sup>泡瀬、字<sup>たかはら</sup>高原）

(イ) 面積：552千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	24	—	1	527	552

(ウ) 地主数：528人

(エ) 年間賃借料：6億2千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：送信所、事務所、倉庫、変電所、警衛所、娯楽室

○工作物：保安柵、水道、駐車場、排水溝、擁壁、防波堤、発電装置、アンテナほか

(カ) 基地従業員：MLC 1人

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

○使用部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部通信班

(イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）

○使用主目的：通信所

○使用条件：

a 使用時間

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

(b) 第2水域は、船舶との通信の保安のために常時使用される。

b 制限の内容

(a) 第1水域内において、日本国政府は、建設及び継続的投錨を許可しない。合衆国政府は、この水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

(b) 第2水域内において、合衆国政府は、合衆国軍隊の船舶と陸上との間の通信を妨げない限り、浚渫、掘削、建築等の建設工事を制限しない。この水域内での漁業及び航行は制限されない。

(c) 本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(ウ) 施設の現状及び任務

本施設は、沖縄市の南東部分の泡瀬半島の先端部に位置しており、西側を除く三方を海に面している。施設内には4種類のアンテナと通信管理用の建物があり、第7艦隊との交信を目的とした通信業務が行われている。

## (エ) 共同使用の状況

## a 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄市	配水管用地	1千㎡	昭47.5.15
	道路用地	8千㎡	昭47.5.15
○西日本電信電話(株)	通信設備用地	1千㎡	昭47.5.15
○沖縄県企業局	導水管用地	1千㎡	昭47.5.15
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
計 4人	5件	11千㎡	

## b 地位協定第2条第4項(b) : なし

## (オ) 沿革

昭和20年	軍事占領と同時に当該地域の一部に飛行場を建設し、終戦時まで本土進攻の前線基地として使用。
昭和25年頃	海軍及び空軍がそれぞれの通信施設を建設。
昭和42年	ICBM(大陸間弾道弾)探知用のOTHレーダーを設置。
昭和47年5月15日	泡瀬通信補助施設と泡瀬海軍航空隊通信所が統合され、泡瀬通信施設として提供施設・区域となる。
昭和49年7月31日	衆議院外務委員会でOTHレーダーの存在が初めて明らかにされる。
昭和50年5月10日	OTHレーダーの撤去作業開始。
昭和51年3月31日	OTHレーダー施設用地約1,014,000㎡を返還。
昭和52年3月31日	OTHレーダー施設用地約780,000㎡を返還。
昭和58年3月15日	旧OTHレーダー施設用地約67,000㎡(通信・電力線敷)を返還。
平成4年1月31日	通信線路として工作物(通信ケーブル等)を追加提供。
平成11年11月4日	沖縄総合事務局が海浜リゾート等開発の埋立て水域として、378,000㎡を共同使用。

## ウ 周辺状況等

## (ア) 地域との関わり

泡瀬通信施設の所在する沖縄市には、ほかに嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区等の米軍施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、34.5パーセントである。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

泡瀬通信施設は、太平洋側の中城湾に位置し、泡瀬漁港に近接しているほか、北側には中城湾港新港地区が位置している。また、本施設の西側境界一帯をはじめとする周辺地域は、近年、人口の増加が著しく、新興住宅地として区画整理された閑静な住宅街であるとともに、国体会場となった県総合運動公園周辺はレクリエーション施設として整備されている。さらに、南側の海浜においては、中城湾港泡瀬地区開発事業(東部海浜開発事業)に基づき、海に開かれた国際交流リゾートや海洋性レクリエーション活動拠点等の形成を図るため、平成14年3月より第1区の埋立事業が実施されている。

## (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

泡瀬通信施設に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

## (ウ) 東部海浜開発事業との関わり

東部海浜開発事業は、本施設の南側海域を埋め立てる計画で、同事業予定地区に本施設の水域の一部がかかっている。平成11年9月9日、本施設水域の一部(約378,000㎡)の共同使用について日米合同委員会で合意され、5年を期限とする共同使用が承認された。その後、3年間の期間更新を行い、平成19年9月8日に共同使用の期限を迎えた。

平成19年9月、沖縄市は、当該水域の共同使用については1年間に限り更新することとし、米軍もこれに同意した。

## エ 返還計画・跡利用計画

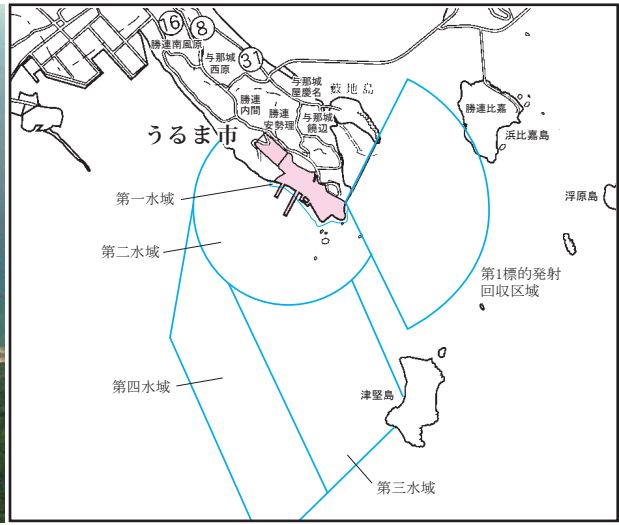
## (ア) 返還計画

なし。

## (イ) 跡利用計画

沖縄市においては、平成4年3月、跡地の利用方向について検討するため、沖縄市軍用地跡地利用基本調査を実施した。平成9年9月には、その跡地利用の整備方針の基本的な考え方に関する沖縄市基地転用計画(基本方針)を策定している。

(4) FAC6048 ホワイト・ビーチ地区 (White Beach Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市 かつれんへしきや よなしろのへん (勝連平敷屋、与那城饒辺)  
 (イ) 面積：1,568千m<sup>2</sup>

単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	212	1	1	1,354	1,568

- (ウ) 地主数：951人  
 (エ) 年間賃借料：9億6千7百万円  
 (オ) 主要建物及び工作物  
 ○建物：管理事務所、将校宿舍等、消防舎、修理工場、売店、倉庫等、将校クラブ、警衛所、ポンプ室ほか  
 ○工作物：保安柵、水道、污水管、送油管、駐車場、ヘリパッド、防波堤、栈橋（A栈橋：幅24m×長さ850m、B栈橋：幅24m×長さ450m）、オイルタンクほか  
 (カ) 基地従業員：106人（MLC 56人、IHA 50人）

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名  
 ○管理部隊名：米国陸軍第10支援群司令部、在沖米海軍艦隊活動司令部  
 ○使用部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部ホワイト・ビーチ事務所、第7艦隊第76機動部隊第1水陸両用部隊司令部、米軍運輸管理部隊、米陸軍第505燃料補給大隊  
 (イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）  
 ○使用主目的：港湾施設、宿舍、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト  
 ○使用条件：  
 a 使用時間  
 (a) 第1及び第2水域並びに排水管については常時使用。  
 (b) 第3及び第4水域については、必要の都度。  
 (c) 第1及び第2標的発射回収区域については、午前6時から午後6時までで月平均12日。ただし、年間144日を超えないものとする。  
 b 用途  
 (a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。  
 (b) 第2水域は、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇の港及び弾薬の積卸施設のために使用される。  
 (c) 第3及び第4水域については、合衆国軍隊によって、合衆国軍隊のために又は合衆国軍隊の管理の下に運航される船舶及び舟艇が妨げられることなく投錨及び操船するための区域として使用される。

- (d) 第1標的発射回収区域は、発射のための安全区域として使用される。  
 (e) 第2標的発射回収区域は、標的の回収のため使用される。合衆国軍隊は、使用期間中、当該区域内に訓練に参加していない船舶及びその他の舟艇がないことを確認する。  
 (f) 排水管水域は、排水のために使用される。

## c 通告の方法

- (a) 現地合衆国当局は、第3及び第4水域の使用並びにすべての停泊及び投錨割当の通告に関し、日本国政府関係当局と現地調整を行うため、可能な限り速やかに事前通告を行う。  
 (b) 現地合衆国当局は、第1及び第2標的発射回収区域を使用する場合は、原則としてその15日前に現地防衛施設局へ通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の5日前までに事前通告を行う。第1標的発射回収区域においては、標的の発射の30分前に目視可能な赤旗を掲揚する。

## d 制限の内容

- (a) 第1水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。  
 (b) 第2水域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。ただし、合衆国軍隊の使用期間中、網漁以外の漁業は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。網漁については、現地において調整される。日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過を除き、合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にかかる人員、船舶又は舟艇も接近することを許可しない。当該区域内において合衆国軍隊は、すべての船舶の移動を管理する。  
 (c) 第3及び第4水域においては、合衆国政府は常時通過を許可する。もともと、日本国政府は、混雑によるやむを得ない近接通過の場合を除き合衆国軍隊の船舶又は舟艇から100メートル以内にかかる人員、船舶又は舟艇が接近することも許可しない。合衆国政府は、当該水域が使用されていない期間については、漁業を制限しない。合衆国軍隊が当該水域内を使用しているときには、網漁は認められない。日本国政府は、当該水域内における合衆国軍隊の船舶又は舟艇の通常の活動を妨げ又は遅延させるおそれのあるいかなる恒常的又は継続的活動も許可しない。  
 (d) 第1標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、漁業、潜水、サルベージその他の活動については、現地レベルで現地合衆国当局と調整を行う。  
 (e) 第2標的発射回収区域は、特定される使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。  
 (f) 排水管区域内においては、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、この水域内で漁業及び海産物の採取を制限しない。

## (ウ) 施設の現状及び任務

勝連半島の先端部に位置するこの施設は、在沖米海軍艦隊活動司令部の管理下にあつて、幅24メートル、長さ850メートルの米海軍A栈橋、幅24メートル、長さ450メートルの米陸軍B栈橋の2つの栈橋がある。主として、第7艦隊の兵站支援港、同艦隊第76機動部隊第1水陸両用部隊の母港として、燃料及び物資の補給や軍需物資の積み降ろし港として使用されている。

この施設には、そのほかに兵員の保養のための宿泊施設、クラブ、PX、テニスコート等の施設が完備されている。

また、原子力軍艦が休養、補給及び維持のために寄港するほか、平成12年7月の強襲揚陸艦エセックスの長崎県佐世保基地への配備に伴い、同艦の洋上訓練の際の兵員の輸送、装備、弾薬等の補給基地として同艦が寄港するようになった。

## (エ) 共同使用の状況

## a 地位協定第2条第4項 (a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47. 5. 15
○うるま市	水道管敷設用地	1千㎡	昭47. 5. 15
	送水管用地	0千㎡	昭50. 12. 4
	排水路用地	1千㎡	昭57. 4. 8
	送・配水管及び配水池等施設用地	1千㎡	平10. 2. 4
○海上自衛隊	港湾施設用地	150千㎡	昭47. 5. 15
	警衛所等用地	1千㎡	昭55. 1. 26
	海洋観測所用地	70千㎡	昭58. 1. 27
○文部科学省	自動警報装置及びケーブル埋設用地	0千㎡	昭53. 4. 1
	モニタリングポスト用地	0千㎡	昭54. 8. 30
	モニタリングポスト収納庫用地等	0千㎡	昭61. 11. 17
○陸上自衛隊	給水施設用地	0千㎡	平4. 5. 14



○沖縄県	かんがい施設用地及び建設作業用地	107千㎡	平15.4.1
計 6人	13件	225千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和16年	旧日本軍が陸軍戦車部隊の駐屯地として使用。
昭和20年4月	軍事占領の継続として使用開始。
昭和47年5月15日	ホワイト・ビーチ港海軍施設、勝連半島陸軍地区、ホワイト・ビーチ貯油施設、嘉手納第2サイト、西原第2陸軍補助施設を統合し、ホワイト・ビーチ地区として提供施設・区域となる。ホワイト・ビーチ港海軍施設の一部約275,000㎡を海上自衛隊沖縄基地隊に引き継ぐ。
昭和48年5月1日	沖縄返還協定了解覚書B表に基づき、旧西原第2陸軍補助施設約134,000㎡が、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場として引き継がれる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約221,000㎡の無条件返還を合意。
昭和50年4月4日	工場施設として、建物約1,200㎡と工作物（給水設備等）を追加提供。
昭和51年12月31日	第15回安保協了承の土地約221,000㎡(旧嘉手納第2サイトメースB基地部分)を返還。
昭和58年8月11日	給油施設として、工作物（給油装置）を追加提供。
昭和62年2月5日	貯油施設として、建物約550㎡と工作物（貯油槽等）を追加提供。
昭和63年2月10日	隊舎等として、建物約710㎡と工作物（下水管等）を追加提供。
平成3年6月26日	保安用地として、土地約12,000㎡を追加提供。
平成4年9月24日	工場として、建物約670㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年3月31日	住宅用地約150㎡を返還。
平成10年3月26日	倉庫として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約2,000㎡を返還。
平成10年8月31日	県道与那城具志川線用地約9,000㎡を返還。
平成13年3月22日	隊舎等として、建物約2,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成16年2月9日	防災施設として、工作物（護岸等）を追加提供。
平成17年11月10日	管理棟として、建物約1,500㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成18年2月3日	栈橋等として、工作物（栈橋等）を追加提供。
平成18年7月14日	変電室等として、建物約90㎡と工作物（舗床等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

ホワイト・ビーチ地区の所在するうるま市の面積は86.03平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は113,535人である。同市には、ホワイト・ビーチ地区の他に浮原島訓練場(地位協定第2条第4項(b)提供)、嘉手納弾薬庫地区、天願栈橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、陸軍貯油施設及び津堅島訓練場があり、市面積に占める米軍基地の割合は、7.2パーセントにのぼる。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場及び海上自衛隊沖縄基地隊及び海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、8.0パーセントになる。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

ホワイト・ビーチ地区に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

(ウ) 原子力潜水艦の寄港

この施設は、原子力潜水艦の寄港地にもなっており、復帰後、平成19年12月末現在で寄港回数は278回となっている。同艦の入港は、放射能汚染等の不安を県民に与えている。

昭和57年から60年には全く寄港しない年もあったが、昭和62年以降は増減を繰り返しながら全体的に増加傾向にある。

(エ) その他

昭和49年に、海上自衛隊沖縄基地隊の送信所建設がタンクファーム地域の一角に予定されていたが、電波障害等の懸念から、地主会及び付近住民の反対により中止になった。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

施設返還後の跡地利用について、うるま市においては具体的な計画は策定されていないが、平成11年3月に策定された勝連町軍用地跡地利用計画（当時：現うるま市）の中で、住宅地区の整備が適切と考えるとの方向性が出されている。

**(5) FAC6084 黄尾嶼射爆撃場 (Kobi Sho Range)****ア 施設の概要**(ア) 所在地：石垣市（<sup>とのしろ</sup>字登野城）

(イ) 面積：874千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	—	—	—	874	874

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

**イ 使用状況**

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

○使用部隊名：海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：空対地射爆撃場

○使用条件：

a 使用時間

水域及び空域について、午前7時から午後5時まで。その他の時間における使用についてはその都度発表される。

b 用途

航空機に装備されるすべての在来型弾薬を使用する空対地射爆撃。合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

c 通告の方法

合衆国当局は、水域を使用する場合は、原則として15日前までに防衛施設庁へ通告する。ただし、予測しがたい事情のある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

d 制限の内容

水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。

(ウ) 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150キロメートルに点在する尖閣諸島に属する久場島にあり、那覇の西南西約438キロメートルに位置している。

島全体が射爆撃場で、米海軍による空対地射爆撃訓練に使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

(エ) 共同使用の現況

a 地位協定第2条第4項（a）：なし

b 地位協定第2条第4項（b）：なし

(オ) 沿革

昭和31年5月1日 海軍の射爆撃場として使用開始

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる

**ウ 周辺状況等**

(ア) 地域との関わり

黄尾嶼射爆撃場の所在する石垣市の面積は229.00平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は45,183人である。同市には、黄尾嶼射爆撃場の他に赤尾嶼射爆撃場があり、市面積に占める米軍基地の割合は、0.4パーセントである。

尖閣諸島周辺地域は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場となっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

黄尾嶼射爆撃場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。

**(6) FAC6085 赤尾嶼射爆撃場 (Sekibi Sho Range)****ア 施設の概要**(ア) 所在地：石垣市（<sup>とのしろ</sup>字登野城）(イ) 面積：41千m<sup>2</sup>単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	41	—	—	—	41

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：（国有地）

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

**イ 使用状況**

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

○使用部隊名：海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：艦対地及び空対地射爆撃場

○使用条件：

a 使用時間

第1及び第2水域は、1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。

b 用途

あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対地射爆撃。合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

c 通告の方法

合衆国当局は、水域を使用する場合は、原則としてその15日前に防衛施設庁へ通告する。ただし、予測し難い事情がある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

d 制限の内容

水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のために制限される。合衆国政府は、合衆国軍隊が使用しない期間中は、水域の使用を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150キロメートルに点在する尖閣諸島に属する大正島にあり、那覇の南西約346キロメートルに位置している。島全体が射爆撃場となっており、米海軍による空対地射爆撃訓練場及び艦対地射撃訓練場として使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：なし

b 地位協定第2条第4項（b）：なし

(オ) 沿革

昭和31年3月27日 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

**ウ 周辺状況等**

(ア) 地域との関わり

赤尾嶼射爆撃場の所在する石垣市には、ほかに黄尾嶼射爆撃場がある。詳しくは黄尾嶼射爆撃場の項を参照。

黄尾嶼射爆撃場と同様に尖閣諸島の一つである赤尾嶼一帯は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場であり、伊良部町漁協から県に対し、演習の中止、延期あるいは期間の短縮について那覇防衛施設局への申し入れの要請があり、県の対応により、昭和53年10月9日～10月24日までの演習予定が中止されたことがある。

- (イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故  
赤尾嶼射撃場に起因する重大な事件・事故は、確認されていない。

**エ 返還計画・跡利用計画**

- (ア) 返還計画  
なし。
- (イ) 跡利用計画  
策定されていない。

**(7) FAC6088 沖大東島射爆撃場 (Oki Daito Jima Range)****ア 施設の概要**

(ア) 所在地：北大東村（字ラサ）

(イ) 面積：1,147千m<sup>2</sup>単位：千m<sup>2</sup>

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北大東村	—	—	—	1,147	1,147

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

**イ 使用状況**

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

○使用部隊名：海軍

(イ) 使用主目的及び使用条件（5.15メモ等より）

○使用主目的：艦対地及び空対地射爆撃場

○使用条件：

a 使用時間

第1及び第2水域は、1日24時間で月平均15日。ただし、年間180日を超えないものとする。

b 用途

あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する空対地射爆撃。合衆国軍隊は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶又は航空機がないことを確認する。

c 通告の方法

合衆国当局は、水域を使用する場合は、原則としてその15日前に防衛施設庁へ通告する。ただし、予測し難い事情のある場合は遅くとも使用の6日前までに通告する。

d 制限の内容

水域は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。合衆国政府は、合衆国軍隊が使用しない期間中は、水域の使用を制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、那覇の南東約408キロメートルの太平洋上に位置し、島全体が射爆撃場となっており、米海軍の艦艇による艦対地射撃場及び海軍機等による空対地射爆撃場として使用されている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：なし

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和33年12月18日 海軍の射爆撃場として使用開始

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる

**ウ 周辺状況等**

(ア) 地域との関わり

沖大東島射爆撃場の所在する北大東村の面積は13.10平方キロメートル、平成17年10月1日現在の人口は588人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、8.8パーセントである。この施設は復帰の際国有地として扱われ、防衛施設庁が地主との賃貸借契約なしに1年間も賃借料を支払わずに使用し、昭和48年10月12日になって民有地として訂正されたいきさつがある。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

平成9年10月19日、石垣港の南西約6.5キロメートルの地点で、航行中の船員により、直径70センチメートル、長さ4.8メートルの米軍航空機の燃料タンクが発見され拾得された。同タンクは、同年9月20日、沖大東島射爆撃場の上空において航空機の訓練の際に公海上で投棄された2つのタンクのうちの1つであることが判明した。

エ 返還計画・跡利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡利用計画

策定されていない。